

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成22年4月2日決議）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

付 則

この決議は、令和2年12月18日から実施する。

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29法律第54号）の施行に伴い、地方自治法の一部が改正され、引用条文に条ずれが生じたことから所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。